

## 飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入、販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されることのないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているであることを、購入元に必ず確認しましょう。  
粗飼料を購入、販売する場合は、購入元にその粗飼料の生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地域におけるセシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
  - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
  - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
  - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、飼料が輸送、保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定めましょう。また、輸送、保管を他社に委託する場合は、受託業者において手順が遵守されていることを確認しましょう。

### <飼料中の放射性セシウムの暫定許容値>

	放射性セシウム	
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物 <sup>ベ</sup> -ス 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物 <sup>ベ</sup> -ス)

※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、別添のパフレットを参照してください。また、詳細は、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/yugai.html>)

このことに関するお問い合わせは  
県畜産振興課 088-821-4551